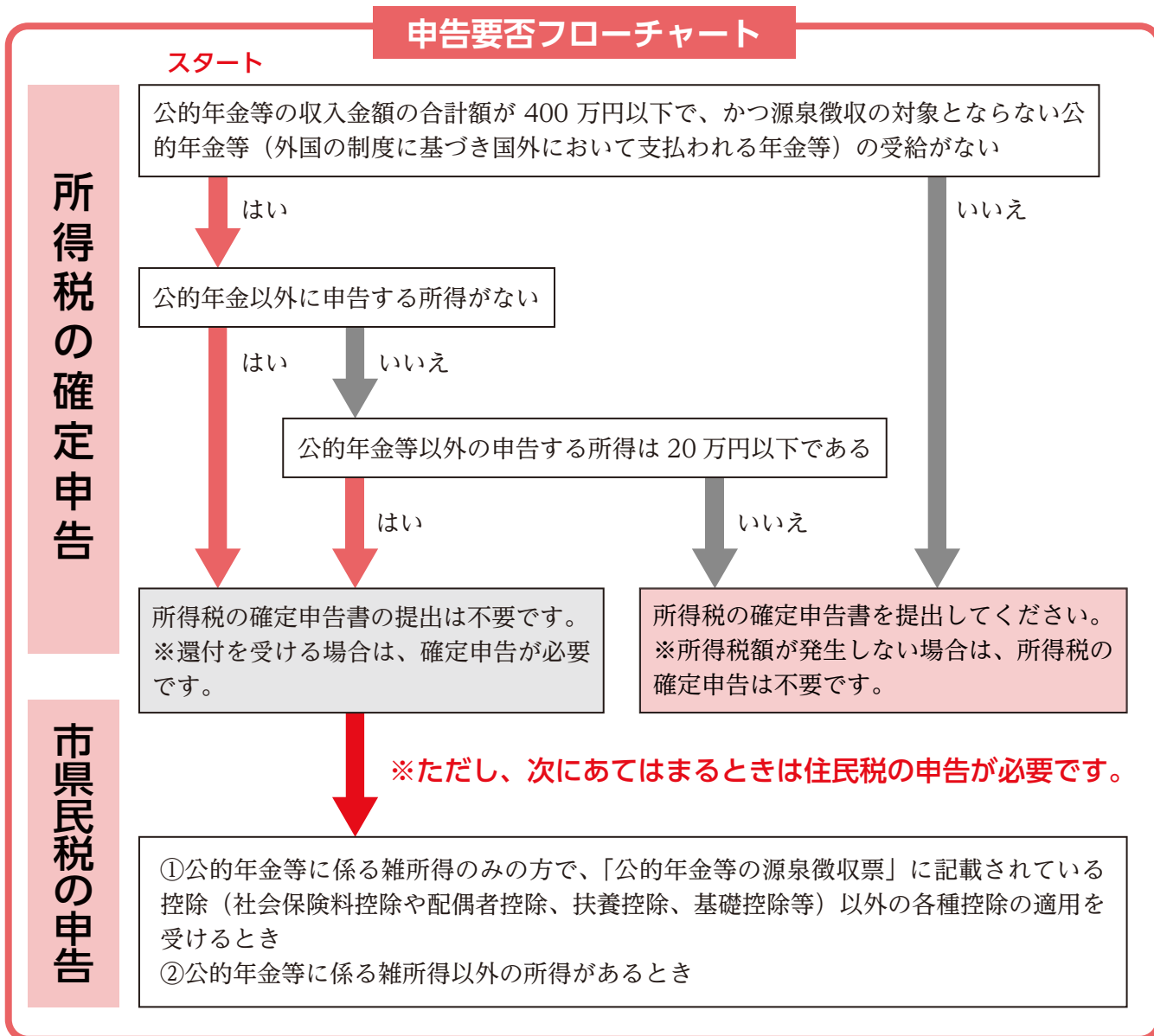


公的年金を受給されている方へ

～確定申告不要制度について～

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。以下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。



納税について

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税は、2月17日(月)から3月16日(月)です。

申告書提出後は、納付書等の送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。納付は、便利で安全な振替納税をご利用ください。

振替納税をご利用の方

振替日は4月21日(火)です。2～3日前には口座の残高をご確認ください。新たに振替納税をご利用される方は、3月16日(月)までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

現金納付または電子納税される方

納付期限は3月16日(月)です。納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関窓口にあります。なお、新たに電子納税をご利用される方は事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページでご確認ください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp>